

佐賀労働局発表
令和6年5月31日(金)

【照会先】

佐賀労働局職業安定部職業対策課
課長 高尾 正昭
事業所給付監査官 古賀 優也
TEL 0952-32-7217

報道関係者各位

雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表について

今般、下記の事業主について、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認され、支給決定の取消を行いましたので公表します。

記

事業主	名称	サード
	代表者氏名	ヨシダ ミチオ 吉田 三智夫
事業所	名称	サード 吉田 三智夫
	所在地	佐賀県唐津市鏡143-1
	事業の概要	その他のサービス業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	金額 (返還状況)	17,815,329円 (納付計画策定中)
	支給決定等 取消年月日	令和6年5月23日
	内容	実際の休業日数よりも過大に休業したとする、及び休業手当額を実際の額よりも過大に支払ったとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの